

埼葛斎場組合斎場の設置及び管理に関する条例

昭和 48 年 4 月 2 日

条例第 1 号

改正 昭和 56 年 3 月 10 日条例第 1 号 昭和 61 年 12 月 5 日条例第 3 号

平成 5 年 6 月 1 日条例第 2 号 平成 6 年 2 月 17 日条例第 4 号

平成 17 年 10 月 1 日条例第 9 号 令和 4 年 2 月 9 日条例第 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 の規定により、斎場の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 埼葛斎場組合（以下「組合」という。）は、組合市町の環境衛生の向上を図るため斎場を設置する。

2 前項の斎場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 埼葛斎場組合斎場

位置 春日部市内牧 1431 番地

(業務)

第 3 条 斎場の業務は、次のとおりとする。

- (1) 遺体等の火葬に関すること。
- (2) 身体の一部の火葬に関すること。
- (3) 待合室、式場及び霊安室の利用に関すること。
- (4) 小動物の火葬に関すること
- (5) その他斎場の設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

(休場日)

第 4 条 斎場の休場日は、1 月 1 日から同月 3 日までとする。

2 前項の規定に定めるもののほか管理者が必要と認めるときは、斎場の休場日を変更する

ことができる。

(使用の許可等)

第5条 斎場の施設及び設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない

2 管理者は、前項の許可をする場合において、施設等の管理上必要な条件を付すことができる。

(使用の制限)

第6条 管理者は、前条の許可に係る使用が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用を許可しないことができる。

(1) 公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設等をき損するおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

(4) その他施設等の管理上支障があると認められるとき。

(警察との連携)

第7条 管理者は、必要があると認めるときは、前条第3号に掲げる事由の有無について、所轄の警察署（以下「警察」という。）の意見を聴くことができる。

2 管理者は、前条第3号に規定する使用の制限を行うに当たっては、警察と連携して対応するものとする。

(使用許可の取消し等)

第8条 管理者は、第5条第1項の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。

(2) 第5条第2項に規定する許可の条件に違反したとき。

(3) 第6条各号の規定に該当するに至ったとき。

(4) 虚偽その他不正によって使用許可を受けたとき。

(5) その他施設等の管理上支障があるとき。

2 管理者は、使用者が前項に規定する処分によって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、その使用を終えたときは、直ちに当該施設等を原状に復さなければならない。前条第1項の規定により、使用の停止又は使用許可の取消しを受けたときも、同様とする。

(使用料)

第10条 使用者は、火葬炉、霊安室、式場及び待合室にあつては、別表第1に定める使用料、小動物火葬炉にあつては、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

3 管理者は、公益上特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、第1項に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(損害賠償の義務)

第11条 使用者が故意又は過失により、施設等を損傷し又は滅失したときは、使用者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(焼骨の引取り)

第12条 使用者は、火葬終了後、速やかに焼骨を引き取らなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、斎場の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 56 年 3 月 10 日条例第 1 号）

この条例は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 12 月 5 日条例第 3 号）

この条例は、昭和 62 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 6 月 1 日条例第 2 号）

この条例は、平成 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 2 月 17 日条例第 4 号）

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 10 月 1 日条例第 9 号）

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（埼葛斎場組合斎場使用条例及び埼葛斎場附属小動物火葬炉使用条例の廃止）

2 埼葛斎場組合斎場使用条例（昭和 4 8 年条例第 9 号）及び埼葛斎場附属小動物火葬炉使用条例（昭和 5 4 年条例第 4 号）を廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の日前において、改正前の条例及び前項に掲げる条例の規定により行われた申請及び許可等の行為については、この条例の相当規定に基づく申請及び許可等の行為とみなす。

別表第1（第10条関係）

火葬炉、霊安室、式場、待合室の使用料

施設の名称	区分	単位	組合市町の居住者	組合市町外の居住者
火葬炉	12歳以上	1体	10,000円	60,000円
	12歳未満	1体	5,000円	40,000円
	死産児	1胎	3,000円	30,000円
	四肢の一部	1件	3,000円	30,000円
	改葬遺骨	1件	3,000円	30,000円
霊安室		1昼夜	2,000円	4,000円
式場	通夜に 使用する場合	1回	25,000円	50,000円
	告別式に 使用する場合	1回	25,000円	50,000円
	通夜から 告別式まで 使用する場合	仮泊なし 1回	50,000円	100,000円
		仮泊あり 1回	60,000円	120,000円
待合室		1室	7,000円	13,000円

備考 組合市町の居住者とは、死亡者が死亡時に組合市町において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により住民基本台帳に記録されている者をいう。ただし、死産児にあつてはその母が、四肢の一部にあつては本人が住民基本台帳に記録されている者をいい、改葬遺骨にあつては改葬しようとする遺骨が埋葬されている墓地の所在地が組合市町にある場合をいう。

別表第2（第10条関係）

小動物火葬炉の使用料

基準	組合市町の小動物		組合市町外の小動物
	合同火葬	単独火葬	合同火葬
1頭につき			
小（10kg未満）	5,000円	10,000円	20,000円
中（10kg以上20kg未満）	7,000円	14,000円	25,000円
大（20kg以上）	10,000円	20,000円	30,000円

※行路死亡犬、ねこ等を除く。

備考 組合市町の小動物とは、火葬時に飼い主が組合市町において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により住民基本台帳に記録されている者をいう。